○寒河江市個人情報保護法施行細則

令和５年３月24日規則第１号

寒河江市個人情報保護法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び寒河江市個人情報保護法施行条例（令和５年市条例第４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第３条　令第28条第４項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（１）　現金により納付する方法

（２）　郵便切手で納付する方法

（個人情報ファイル簿）

第４条　法第75条第１項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（様式第１号）とする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第５条　条例第３条第１項第６号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止の年月日

（２）　個人情報の記録形態

（３）　個人情報の主な収集先

（４）　目的外利用又は外部提供をする場合における提供先

２　条例第３条第３項の規定による個人情報取扱事務の登録及び同条第４項の規定による登録の廃止又は変更は、個人情報取扱事務登録簿（様式第２号）によるものとする。

（開示請求書）

第６条　法第77条第１項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第３号）によるものとする。

（開示決定通知書等）

第７条　法第82条第１項の書面は、開示決定通知書（様式第４号）とする。

２　法第82条第２項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第５号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第８条　条例第７条第２項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第６号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第９条　条例第８条の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第７号）とする。

（開示請求事案移送書等）

第10条　法第85条第１項の規定により事案を移送する場合は、他の行政機関の長等への開示請求事案移送書（様式第８号）により通知する。

２　法第85条第１項後段の書面は、開示請求者への開示請求事案移送通知書（様式第９号）とする。

（第三者意見照会書等）

第11条　法第86条第１項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

２　法第86条第２項の書面は、第三者意見照会書（様式第11号）とする。

３　法第86条第１項又は第２項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第12号）とする。

４　法第86条第３項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第13号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第12条　法第87条第１項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあっては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

（１） 録音カセットテープ、ビデオカセットテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録　当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
（２） 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録　当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
（開示の実施の方法等の申出）
第13条　令第26条第１項の書面は、開示の実施方法等申出書（様式第14号）とする。
（訂正請求書）
第14条　法第91条第１項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（様式第15号）によるものとする。
（訂正決定通知書等）
第15条　法第93条第１項の書面は、訂正決定通知書（様式第16号）とする。
２　法第93条第２項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第17号）とする。
（訂正決定等期限延長通知書）
第16条　法第94条第２項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第18号）とする。
（訂正決定等期限特例延長通知書）
第17条　法第95条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第19号）とする。
（訂正請求事案移送書等）
第18条　法第96条第１項の規定により事案を移送する場合は、他の実施機関への訂正請求事案移送書（様式第20号）により通知する。
２　法第96条第１項の書面は、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（様式第21号）とする。
（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）
第19条　法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第22号）とする。
（利用停止請求書）
第20条　法第99条第１項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第23号）によるものとする。
（利用停止決定通知書等）
第21条　法第101条第１項の書面は、利用停止決定通知書（様式第24号）とする。
２　法第101条第２項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第25号）とする。
（利用停止決定等期限延長通知書）
第22条　法第102条第２項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第26号）とする。
（利用停止決定等期限特例延長通知書）
第23条　法第103条第１項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第27号）とする。
（諮問をした旨の通知書）
第24条　法第105条第３項において準用する同条第２項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第28号）により行うものとする。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。
（寒河江市個人情報保護条例施行規則の廃止）
２　寒河江市個人情報保護条例施行規則（平成17年市規則第29号）は、廃止する。

附　則（令和６年11月29日規則第20号）

（施行期日）
１　この規則は、令和６年12月２日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際、現に残存する改正前の様式による用紙は、必要な改定を加えたうえ、なお、当分の間、使用することができる。

附　則（令和７年12月26日規則第33号）

（施行期日）
１　この規則は、令和７年12月29日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際、現に残存する改正前の様式による用紙は、必要な改定を加えたうえ、なお、

当分の間、使用することができる。

様式第１号（第４条関係）

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>令第２１条第７項に該当するファイル
□有　□無</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第２号（第５条関係）

個人情報取扱事務登録簿

		登録番号			
登録 年月日	年　月　日	開始・変更・ 廃止年月日	年　月　日	課等の 名称	
個人情報取扱事務の名称					
個人情報取扱事務の目的					
個人情報の対象者の範囲					
個人情報の項目					
要配慮個人情報の有無	□　有　　□　無				
個人情報の記録形態	□　文書又は図画 □　電磁的記録（□　オンライン結合あり）				
個人情報の主な収集先	□　本人 □　本人以外 □　他の実施機関（　　） □　他の官公庁（　　） □　その他（　　）				
目的外利用又は 外部提供をする場合 における提供先	⑴　目的外利用の有無 □　有（法第６９条第２項第　　号）　□　無 ⑵　目的外提供の有無 □　有（法第６９条第２項第　　号）　□　無 提供先：□　他の実施機関（　　） □　他の官公庁（　　） □　その他（　　）				
特定個人情報該当	□　有（□　庁内連携あり）　□　無				
事務の委託	□　有　　□　無				

様式第３号（第６条関係）

開示請求書

年　月　日

寒河江市長　　様

（ふりがな）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所

〒　　℡　（　）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア　事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞　□　閲覧　□　写しの交付　□　その他（　　） ＜実施の希望日＞　年　月　日 イ　写しの送付を希望する。

3　本人確認等

ア　開示請求者　□　本人　□　法定代理人　□　任意代理人
イ　請求者本人確認書類 □　運転免許証 □　個人番号カード □　在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □　その他（　　） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア）本人の状況　□　未成年者（　年　月　日生）　□　成年被後見人 □　任意代理人委任者 （ふりがな） （イ）本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （ウ）本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□　戸籍謄本　□　登記事項証明書　□　その他（　　）
オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□　委任状　□　その他（　　）

様式第４号（第７条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第１項の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

１　開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

２　不開示とした部分とその理由

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、寒河江市を被告として（　　が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

３　開示する保有個人情報の利用目的

4　開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。）

⑴　開示の実施の方法等

⑵　事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜、祝日を除く。）
時間：
場所：

⑶　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第５号（第７条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

開示をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第２項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、寒河江市を被告として（　　が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第６号（第８条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

開示決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、寒河江市個人情報保護法施行条例（令和５年市条例第４号）第７条第２項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第７号（第９条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

開示決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、寒河江市個人情報保護法施行条例（令和５年市条例第４号）第８条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第８４条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（　　年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年　　月　　日

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第８号（第10条関係）

番　　号
年　月　日

（他の行政機関の長等）　様

寒河江市長

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８５条第１項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏　名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況　□　未成年者（　　年　　月　　日生） □　成年被後見人 □　任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・　開示請求書 ・　移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第９号（第10条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８５条第１項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　月　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第10号（第16条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第８６条第１項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　月　日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第11号（第11条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第８６条第２項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　月　日
法第８６条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由	適用区分　□　第１号　□　第２号 （適用理由）
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第12号（第11条関係）

第三者開示決定等意見書

年　月　日

寒河江市長　　様

（ふりがな）
氏名又は名称
（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所
（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

年　月　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□　保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □　保有個人情報を開示されることについて支障がある。 ⑴　支障（不利益）がある部分 ⑵　支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

様式第13号（第11条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（あなた、貴社等）から　　年　　月　　日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８６条第３項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年　月　日
開示を実施する日	年　月　日

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、寒河江市を被告として（　　が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第14号（第13条関係）

開示の実施方法等申出書

年　月　日

寒河江市長　　様

（ふりがな）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所

〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL　（　）＿＿＿＿

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８７条第３項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

１　保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：

２　求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実　施　の　方　法	
	⑴　閲覧	①　全部 ②　一部 （　　）
	⑵　複写したものの交付	①　全部 ②　一部 （　　）
	⑶　その他 （　　）	①　全部 ②　一部 （　　）

３　開示の実施を希望する日

年　月　日　午前・午後

４　「写しの送付」の希望の有無　［有　：同封する郵便切手の額　　円
無］

様式第15号（第14条関係）

訂正請求書

年　月　日

寒河江市長　　様

（ふりがな）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所

〒　　℡　（　）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９１条第１項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付：　年　月　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1　訂正請求者　□　本人　□　法定代理人　□　任意代理人
2　請求者本人確認書類 □　運転免許証 □　個人番号カード □　在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □　その他（　　） ※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア　本人の状況　□　未成年者（　年　月　日生）　□　成年被後見人 □　任意代理人委任者
（ふりがな） イ　本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ウ　本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
4　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□　戸籍謄本　□　登記事項証明書　□　その他（　　）
5　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□　委任状　□　その他（　　）

様式第16号（第15条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

訂正決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条第１項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、寒河江市を被告として（　　が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第17号（第15条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

訂正をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、寒河江市を被告として（　　が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第18号（第16条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

訂正決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９４条第２項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日　（訂正決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第19号（第17条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

訂正決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９５条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第９５条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第20号（第18条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

他の実施機関への訂正請求事案移送書

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９６条第１項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏　名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況　□　未成年者（　　年　　月　　日生） □　成年被後見人 □　任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第21号（第18条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９６条第１項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次のとおり移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　月　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第22号（第19条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９２条の規定により訂正を実施しましたので、同法第９７条の規定により、通知します。

訂正正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第23号（第20条関係）

利用停止請求書

年　月　日

寒河江市長　　様

（ふりがな）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所

〒　　℡　（　）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９９条第１項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付：　年　月　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） □　第１号該当　→　□　利用の停止　□　消去 □　第２号該当　→　提供の停止 （理由）

１　利用停止請求者　□　本人　□　法定代理人　□　任意代理人
２　請求者本人確認書類 □　運転免許証 □　個人番号カード □　在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □　その他（　　） ※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア　本人の状況　□　未成年者（　年　月　日生）　□　成年被後見人 □　任意代理人委任者
（ふりがな） イ　本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ウ　本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□　戸籍謄本　□　登記事項証明書　□　その他（　　）
５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□　委任状　□　その他（　　）

様式第24号（第21条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

利用停止決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０１条第１項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、寒河江市を被告として（　　が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第25号（第21条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

利用停止をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０１条第２項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、寒河江市を被告として（　　が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第26号（第22条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

利用停止決定等期限延長通知書

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０２条第２項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日　（利用停止決定等の期限　　年　月　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第27号（第23条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０３条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第１０３条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）

様式第28号（第24条関係）

番　　号
年　月　日

様

寒河江市長

諮問をした旨の通知書

年　　月　　日付けの　　に対する審査請求について、次のとおり寒河江市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第２項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	⑴　審査請求日 ⑵　審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年　　月　　日・諮問　　号

＜本件連絡先＞
寒河江市
（担当者名）
（電話）